



## 第24号 (平成26年1月6日)



編集責任者 国民年金部  
部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

### <目次>

- ・はじめに
- ・理事長の挨拶
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

### はじめに

新年あけましておめでとうございます。

市町村情報誌「かけはし」は、日本年金機構から市区町村の国民年金担当者の皆さまに向けた情報誌として、今年も、「タイムリーな情報をより解りやすく」を目標に発刊していきます。

今後も、皆様方からの助言やご意見を賜り、より良い情報誌になるよう努力をしてみたいと思いますので、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

### ご挨拶

日本年金機構理事長 水島 藤一郎

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年度は、当機構におきまして、年金記録問題の集中取組期間及び中期計画の最終年度でございます。特に年金記録問題につきましては、これまで行ってきた「ねんきん特別便」などの各種お知らせ便による確認のお願いのほか、平成25年1月からは「気になる年金記録、再確認キャンペーン」などの取組を精力的に進め、今年度で一定の節目とすべく機構を挙げて取り組んでいるところです。市区町村の皆様には、当該キャンペーンの周知・広報及び住民の方からの記録照会対応などご協力をいただき誠にありがとうございました。

国民年金保険料の納付率につきましては、平成24年度の現年度納付率で7年ぶりに前年度比で上昇に転じ、明るい兆しが見えたところでございます。さらに今年度は、納付率を60%台に回復させるべく気を引き締めて取り組んでまいり所存です。その他にも国民年金事業につきましては、第3号不整合問題への対応と後納制

度を円滑に実施していかなければなりません。当機構としましては、お客様の身近にある行政機関である市区町村の皆様方とより一層の協力連携を深め、国民年金事業を推進していく必要があると思っておりますので、是非ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、当機構は、ICT（情報通信技術）化を更に推進してまいりたいと考えておりますので、「ねんきんネット」や「国民年金適用関係届書の電子媒体化」を導入されていない市区町村におかれましては是非ともご検討をお願い申し上げます。

最後に、私ども日本年金機構役職員のひとり一人が、国民の年金権を守るという強い責任感・使命感を改めて認識し、日々の業務に取り組むこととしております。引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本年が皆様方にとって実りある一年となりますようご祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます



## 機構からの連絡

### 「2年前納（口座振替）」利用促進の勧奨を行います

（国民年金部）

かけはしV○1. 23でお知らせした「2年前納」が、平成26年4月末の口座振替分から始まることに伴い、利用促進の勧奨を行います。

（対象者）

- ①現年度に未納のない現金納付の方および直近1カ月のみ未納の方
- ②口座振替による1年前納または6カ月前納を利用している方

（発送日）

平成26年1月10日（予定）

（発送物）

- ・送付用封筒
- ・ご案内のリーフレット（様式1）
- ・口座振替勧奨リーフレット（様式2）
- ・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書（様式3）
- ・返信用封筒

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書の旧様式の取扱いについて

- お客様より、2年前納の印刷のない旧様式が提出された場合でも、これまでどおり受理していただいて差し支えありません。
- 旧様式の振替方法欄の余白に「2年前納希望」と記載されている場合は、2年前納の取扱いを可能とします。

## リーフレット

(様式1)

平成26年1月

日本年金機構

国民年金にご加入の皆様へ

### 国民年金保険料の口座振替・前納制度のお勧め

まだ口座振替をご利用されていない方

**口座振替は便利!**

- ◆自動引き落としで納め忘れの心配がありません。
- ◆金融機関等へ行く手間と時間がかかります。
- ◆納付書で納めるよりも形勢な前納制度をご利用いただけます。

すでに口座振替をご利用いただいている方

**前納制度はお得!**

- ◆平成26年4月より「1年前納」よりもさらに割引額が大きい「2年前納」の取扱いを始めます。

**今すぐ申し込み!**

◆「国民年金保険料口座振替(変更)申出書」に必要事項をご記入のうえ、同封の封筒でご返信ください。

※平成26年4月分からの料金をご滞り済みの場合は、平成26年2月末までにご来庁ください。  
※クレジットカードでも国民年金保険料の納付ができます。詳細は近くの年金事務所へお問い合わせください。(ただし、クレジットカードでは「2年前納」は出来ません。)

ご不明な点は近隣の年金事務所にお問い合わせください。  
連絡先は封筒裏面をご覧ください。

(様式2)

### 国民年金保険料の納付は 口座振替が便利でお得です!

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間がかかります。また、郵封・郵納で納付すると保険料が割引されます。

**保険料を早割にすると、月50円(年間600円)のお得!**

保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末ごろお納めの方のことを「早割」といいます。

●翌月末振替(通常の口座振替)

4月分	5月分	6月分
15,040円	15,040円	15,040円
翌月末引落	翌月末引落	翌月末引落

●当月末振替(早割)

4月分	5月分	6月分
15,040円	14,990円	14,990円
2ヵ月分引落	2ヵ月分引落	2ヵ月分引落

※国民年金保険料の納付期限は翌月末です。前月の翌月末に納付された場合は50円割引が適用されず、その後の納付は通常通りとなります。

**6ヵ月分、1年分、2年分をまとめて前納するとさらにお得!**

●6ヵ月前納 **1,030円割引!**

納付で毎月納付	口座振替で前納
290,240円	289,210円

※6ヵ月前納は、1ヵ月前納と2ヵ月前納の2回に分けてお申し込みください。初回は、前月分と6ヵ月前納分の7ヵ月分の引落めとなります。

●1年前納 **3,780円割引!**

納付で毎月納付	口座振替で前納
180,480円	176,700円

※1年前納は、前月分と1年前納分の13ヵ月分の引落めとなります。

●2年前納 **14,380円割引!**

納付で毎月納付する場合	口座振替で前納
380,960円(15,040円×24ヵ月)	366,580円(14,380円×24ヵ月)

※2年前納は、前月分と2年前納分の25ヵ月分の引落めとなります。

(様式2)

### お申し込みは簡単!

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、お近くの年金事務所へ郵送してください。また、年金事務所や金融機関の窓口にご提出していただいても結構です。

●郵納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。

6ヵ月前納

4月～9月分は2月末日まで | 10月～翌年3月分は8月末日まで

1年前納

4月～翌年3月分は2月末日まで

2年前納

4月～翌年3月分は2月末日まで

	1ヵ月分	6ヵ月分	1年分	2年分
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替(早割)	50円	300円	600円	1,200円
6ヵ月前納	—	1,030円	2,060円	4,120円
1年前納	—	—	3,780円	7,560円
2年前納	—	—	—	14,380円

※利率は年率2.0%の貸付利率を元にした計算額です。利率の変動による誤差が生じます。

お問い合わせは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ

0570-011-050

050-100-7000(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7001(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7002(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7003(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7004(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7005(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7006(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7007(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7008(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7009(受付時間:平日9時～17時) 050-100-7010(受付時間:平日9時～17時)

日本年金機構 **非** Japan Pension Service

(様式2)

### 記入例

#### 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

平成26年09月09日

以下、下記国民年金保険料納付(変更)届出書(納付)について、保険料額等必要な事項を記載し、納付書、郵納の全額振替用紙を添付してご提出ください。

1. 郵便振替口座番号(郵便局指定口座番号)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

郵便番号: 03-0000-0000

住所: 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

郵便番号: 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住所: 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

1. 国民年金保険料納付(変更)届出書(納付)について、保険料額等必要な事項を記載し、納付書、郵納の全額振替用紙を添付してご提出ください。

2. 国民年金保険料納付(変更)届出書(納付)について、保険料額等必要な事項を記載し、納付書、郵納の全額振替用紙を添付してご提出ください。

3. 国民年金保険料納付(変更)届出書(納付)について、保険料額等必要な事項を記載し、納付書、郵納の全額振替用紙を添付してご提出ください。

4. 国民年金保険料納付(変更)届出書(納付)について、保険料額等必要な事項を記載し、納付書、郵納の全額振替用紙を添付してご提出ください。

5. 国民年金保険料納付(変更)届出書(納付)について、保険料額等必要な事項を記載し、納付書、郵納の全額振替用紙を添付してご提出ください。

**留意事項**

- 割引額が多いのは、2年前納 > 1年前納 > 6ヵ月前納 > 当月末振替(早割)の順になります。
- 2年前納……「正金」でお申し込み後7ヶ月で引落めとなります。
- 1年前納……「正金」でお申し込み後、翌年の1月まで「翌月末振替」になることがあります。
- 6ヵ月前納……「正金」でお申し込み後、翌年の1月まで「翌月末振替」になることがあります。
- 6ヵ月前納……「正金」でお申し込み後、翌年の1月まで「翌月末振替」になることがあります。
- 6ヵ月前納……「正金」でお申し込み後、翌年の1月まで「翌月末振替」になることがあります。
- 6ヵ月前納……「正金」でお申し込み後、翌年の1月まで「翌月末振替」になることがあります。

※郵納は日本郵便の口座振替を利用しますので、振替開始は申出された翌月以降となります。







過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

免除申請版

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。  
平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

- これまでは、過去分の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。
- 平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

- 災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。
- 平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）

【申請方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申請してください。  
必要な添付書類など、詳しくは、上記の申請先までお問い合わせください。

（※）「免除」とは、全額免除、一部免除（3/4、半額、1/4）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

◆ご注意ください◆

- 2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。  
なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

## 広報の広場

市区町村広報紙の原稿にご利用ください！

(国民年金) 障害年金受給等で法定免除を受けている方へ

納付申出版

国民年金保険料の通常納付ができるようになります

【これまでは】

障害基礎年金などを受給している方は、国民年金保険料の納付が免除（法定免除といいます）となるため、老齢基礎年金額の増額を希望するときは保険料の後払い（追納制度）をご利用いただいていたました。

【平成26年4月からは】

法定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、以下の便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

- ・保険料の口座振替（手間いらずで便利）
- ・保険料の前納（保険料の割引あり）
- ・付加年金などの加入（お得な上乘せ制度）

【手続き方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申出書を提出してください。

詳しくは、上記の手続き先までお問い合わせください。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

簡略版

### 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。  
平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。

【申請方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申請してください。  
必要な添付書類など、詳しくは、上記の申請先までお問い合わせください。

◆ご注意ください◆

- 2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

（国民年金）障害年金受給等で法定免除を受けている方へ

### 国民年金保険料の通常納付ができるようになります

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。  
納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

【手続き方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申出書を提出してください。

詳しくは、上記の手続き先までお問い合わせください。



## 地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

## 編集後記

平成26年がスタートしました。皆様、健やかなお正月をお迎えのことと思います。今年も午年、跳躍の年です。

本年4月からは、2年前納が始まるなどの制度改正が行われますので、お客様の立場に立ってしっかり取り組んでいきたいと思っております。今年も「かけはし」の充実に努めていきますので、皆様方のご意見・ご要望をお待ちしております。よろしくお願ひします。 ※「かけはし」に対するご意見・ご要望については、

E-mail : [kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp](mailto:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp) までお願ひします。